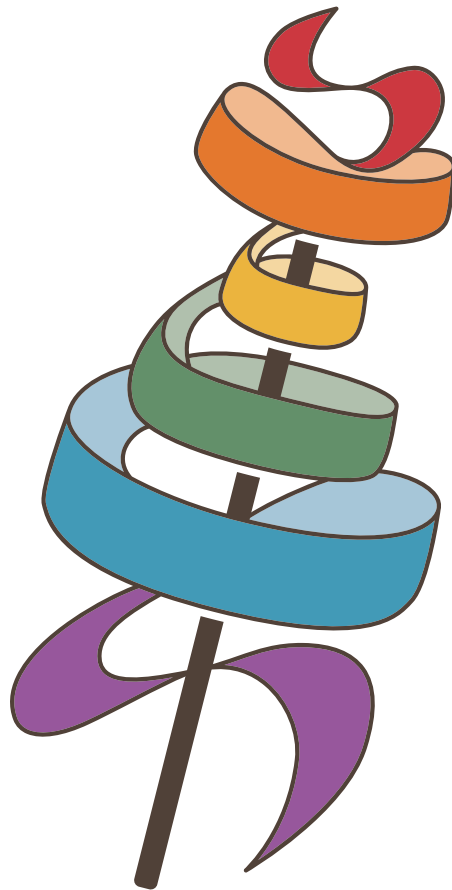




美唄市パートナーシップ制度 登録の手続き



令和 8 年 6 月
美唄市

目次

美唄市パートナーシップ制度とは	2
1. 届出をすることができる方	3
2. 手続きの流れ（初めての届出）	4
3. 必要書類	5
4. お二人に提出又は提示していただく書類	6
5. 通称名の使用を希望する場合	7
6. お子さんの名前の記載について	7
7. 届出後の変更、再交付、返還など	7
8. 自治体間連携ネットワーク	8
Q&A	10
困りごと相談窓口	12

美唄市パートナーシップ制度とは

「パートナーシップ」とは、

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的・物理的・精神的に協力し合うことを約束したお二人の関係をいいます。

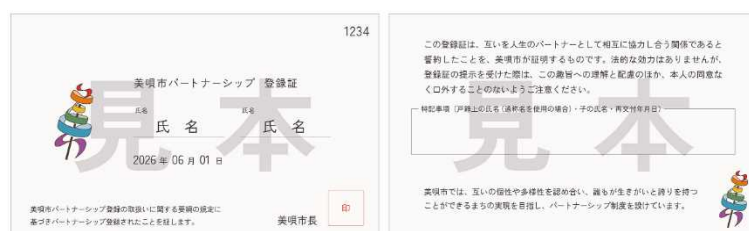
美唄市では、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップ関係にあること市に届出することで、パートナーシップ登録を行い、それを証する登録証等を交付します。

パートナーシップ制度は、法的な婚姻とは異なり、パートナーとの関係に法的な効果が生じることはありませんが、この制度の導入により、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

パートナーシップ登録証及びパートナーシップ登録証カード

パートナーシップ登録証
(パートナーシップ宣誓登録証)

パートナーシップ登録証カード
(パートナーシップ宣誓登録証)



1. 届出をすることができる方

パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる方(届出対象者)は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

①

双方が美唄市に住所を有していること。
(届出の日から 1 か月以内に美唄市内への転入予定の場合を含む。)

②

双方がともに成年(満 18 歳)に達していること。

③

双方がともに届け出るパートナー以外の方と婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしておらず、かつ、別の方とパートナーシップ関係にないこと。

④

双方が民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。(ただし、届出対象者の双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除きます。)

パートナーシップ登録を行うには、以下の 2 つの方法があります。

・書類を提出して登録

必要書類を揃え提出し、書類確認後に不備がなければ登録証が交付されます。

・パートナーシップ宣誓をして書類を提出し、登録

必要書類を提出し、書類の確認後に、市の職員の立会いのもと「パートナーシップ宣誓登録申請書」に署名し、登録証が交付されます。

2. 手続きの流れ（初めての届出）

①お二人の意思の確認 ※ P.1 参照

お互いにパートナーシップ関係にあることや、届出要件を満たしているかを確認してください。

②届出に必要な書類の準備

届出に必要な書類は、お二人がそれぞれ用意ください。

- ・住民票の写し等の必要書類の発行手数料や、届出書等を提出する場合の郵送料、手続きに係るご自身の通話料、通信料、交通費等は届出者の自己負担となります。
- ・郵送又は持参による届出の場合、申請書等の様式は、市のホームページから入手し、印刷して、ご自身で記入してください。

- ・通称名の使用を希望する場合は、申請書に記入してください(任意)。
- ・パートナーシップ登録証等に、お子さんの氏名の記載を希望する場合は、子に関する届出書を提出してください。
- ・パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体から登録証等の類似書類をお持ちの方は、提出書類を省略して届出することができます(所定の要件あり)。

③届出方法の選択

届出は、次のいずれかの方法で行ってください。

- ・来庁
 - ・郵送 …… 届出書及び添付書類を簡易書留で送付
※届出に係る郵送料等は、ご自身の負担となります。
不備がある場合は、メール又は電話でご連絡いたします。
- 以下に、簡易書留など配達(受け取り)が記録される方法で送付してください。

《書類の提出先》

〒072-8006 北海道美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番1号
美唄市 総務部広報情報推進課 まちの PR 係

※封筒の表面に、「届出書類在中」と朱書きしてください。

④届出日を予約

希望する日の5営業日前までに、事前予約を行ってください。

予約フォーム



<https://www.harp.lg.jp/BjoTkbQL>

電話予約 0126-63-0113

開庁日(祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日)の
午前9時から午後4時まで

⑤登録証等の交付

交付は窓口で行います。

原則、ご本人が来庁してください。

交付までに1時間程度時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください(後日受け取りも可能です)。

3. 必要書類

提出又は提示する書類	郵送	持参
パートナーシップ登録申請書又はパートナーシップ宣誓登録申請書	提出	提出
住所が確認できる書類	提出	提出
婚姻していないことなどを確認できる書類	提出	提出
本人確認書類	提出	提示
通称名を使用する場合の書類	郵送	持参
社会生活において通称名を使用していることを確認できる書類	提出	提出
登録カードにお子さんの名前の記載を希望する方	郵送	持参
子に関する届出書	提出	提出
他市町村等のパートナーシップ関係を証明するものをお持ちの方	郵送	持参
パートナーシップ継続申告書	提出	提出

様式は、[市ホームページ](#)からダウンロードしてご使用ください。

4. お二人に提出又は提示していただく書類

①パートナーシップ登録申請書(様式第1号)又はパートナーシップ宣誓登録申請書

②住所が確認できる書類(様式第2号)

- ・住民票の写し(住民票記載事項証明書)(マイナンバーの記載のないもの)
- ・3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- ・住民票の写しには、本籍地・筆頭者、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日及び住所が記載されたものとしてください。

③婚姻していないこと等を証明する書類

- ・独身証明書又は戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)等
- ・3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- ・独身証明書は、民法第732条(重婚の禁止)規定に抵触しないことを証明する書類で、本籍地の市区町村で取得できます。
- ・外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。

④本人確認書類

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。(有効期間内のものに限る)
- ・上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し(届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上)の提出が必要です。
- ・持参して届出する場合は原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

一つの提示で足りるもの	二つ以上の提示が必要なもの
・個人番号カード ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他(顔写真付きの官公署発行の証明書) など	・健康保険資格確認書(証) ・年金手帳 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険資格確認証 ・学生証 など

5. 通称名の使用を希望する場合

- ・通称名の使用を希望される場合は、社会生活において日常的に通称名を使用していることが確認できる書類を提出することで、登録証等に通称名を記載することができます。
- ・この場合、通称名を登録証等の表面に、戸籍上の氏名を裏面へ記載します。

《必要書類の例》

- ・通称名が記載された顔写真付きの社員証(学生証)の写し
- ・通称名が記載された国民健康保険の被保険者証の写し など

6. お子さんの名前の記載について

- ・お二人の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の実子又は養子がいる場合で、お子様の名前の記載を希望するときは、登録証等カードに記載することができます。

《必要書類》

- ・子に関する届出書(様式第4号)
- ・登録される方のお子さんであることが確認できる書類(戸籍抄本・謄本など)
- ・同居し、生計を一にしていることが確認できる書類(住民票※マイナンバーの記載がないもの)
- ・届出される方の本人確認ができる書類(運転免許証など官公署が発行した顔写真

7. 届出後の変更、再交付、返還など

- ・パートナーシップ変更等届出書(様式第5号)
- ・登録証等の交付を受けた後、届出事項の変更があるときや市外への転出、パートナーシップの解消など、要件に該当しなくなるときは、届け出が必要です。
届出方法は、「2. 手続きの流れ(初めての届出)」の「③届出方法の選択」及び「④届出日を予約」の手順で提出してください。

《届出が必要となる事項(例)》

- ・登録者の氏名(通称名)の変更
- ・登録証等に記載された子の氏名の変更、削除
- ・住所、連絡先の電話番号の変更

※登録証等の記載内容に変更が必要な場合は、郵便での届出は利用できません。
届出受領証等の原本を郵送又は持参で送付いただく必要があります。

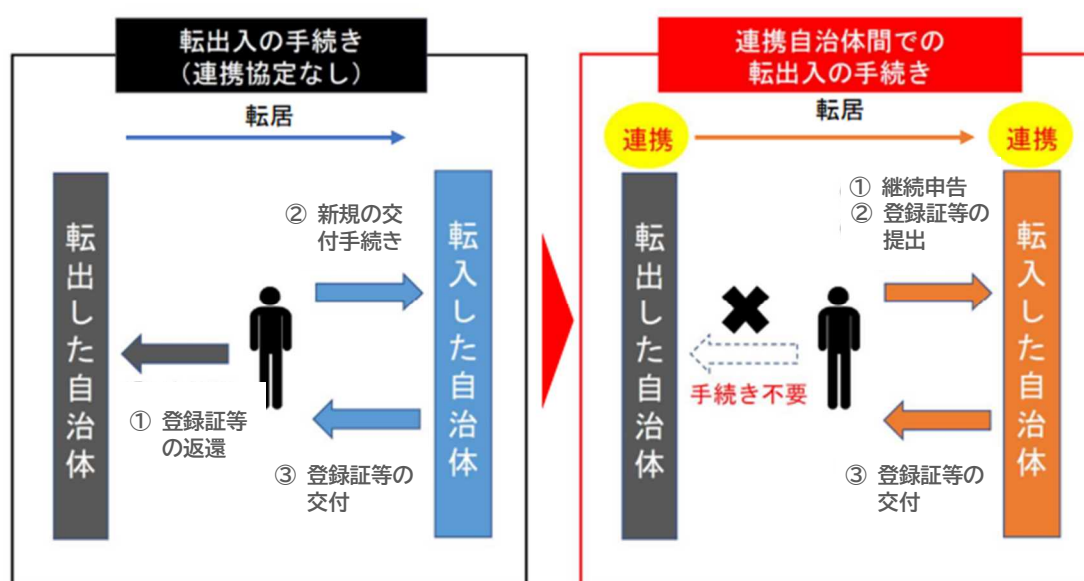
8. 自治体間連携ネットワーク

加入自治体との転出入「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体(以下、「連携自治体」という。)間で転出入し、引き続き、パートナーシップ関係を継続する場合、新たに転入した自治体でのパートナーシップ制度の手続きや提出書類の一部を簡略化できます。

なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

パートナーシップ制度自治体間連携について

(<https://www.city.bibai.hokkaido.jp//soshiki/2/30396.html>)



美唄市から連携自治体へ転出する場合

- ・ 転入地の連携自治体において、継続申告の手続きをすることで、美唄市への届出受領証等の返還や、現に婚姻をしていないことを確認する書類(独身証明書等)の提出が不要になります。
- ・ 手続きや必要書類等の詳細は、転入地の自治体にお問い合わせください。

連携自治体から美唄市へ転入する場合

- ・ 転出地である連携自治体から交付されたパートナーシップ登録証等類似書類をお持ちの方が、美唄市へ転入し、パートナーシップ関係を継続する場合、継続申告の手続きを行うことにより、美唄市のパートナーシップ登録証等を交付します。
- ・ 継続申告することで、転出地の自治体への登録証等の返還手続きが不要になります。また、継続申告にあたり、現に婚姻をしていないことを確認する書類(独身証明書等)の提出も不要になります。

- ・ 美唄市から転出地の連携自治体に対し、継続申告があったこと及び登録証等類似書類の提出があったことをお伝えします。
- ・ 必要書類は次のとおりです。

- (1) パートナーシップ制度に係る継続申告書(様式第 6 号)
- (2) 連携自治体(転出地の自治体)で交付されたパートナーシップに係る登録証等類似書類の原本(お二人分)
- (3) 住所の異動を証明する書類(お二人分)
- (4) 本人確認書類の写し(お二人分)
- (5) 登録証等に通称名の記載を希望する場合や、お子さんの氏名記載を希望する場合は、別途手続きが必要ですので、お問い合わせください。

提出方法

- ・ 上記の必要書類を、郵送又は持参(予約制)のいずれかの方法により提出してください。
- ・ 「2.手続きの流れ(初めての届出)」の「③届出方法の選択」及び「④届出日の予約」の手順で提出してください。



美唄市パートナーシップ制度
シンボルマーク

LGBTQ の象徴として使われるレインボーフラッグを美唄の「美」の漢字をモチーフにデザイン。

串に刺さるようなデザインは、「美唄焼き鳥」も連想させ、さまざまな部位が1本の串にまとまっている「美唄焼き鳥」のように、いろいろなセクシュアリティの人々も共に暮らすまちというメッセージを含みます。

Q&A

Q1 美唄市パートナーシップ制度と婚姻とは、どう違うのですか。

A1 婚姻は民法等に定めのある法律行為で、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して美唄市パートナーシップ制度を利用したことによっても、こうした法律上の権利や義務が生じることはありません。

Q2 法的な効果が生じないのにパートナーシップ制度を導入するのはなぜですか。

A2 人生のパートナーとして歩む性的マイノリティのお二人の生活上の困りごとを軽減するなど、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため導入するものです。制度の導入も一つのきっかけとして、社会全体で多様性を尊重する環境づくりにもつながることが大切だと考えています。

Q3 届出できるのは戸籍上の性別が同性の二人だけですか。

A3 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のお二人であっても、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の届出要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q4 養子縁組をしている二人でも届出できますか。

A4 届出しようとしているお二人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q5 男女の事実婚の二人は届出することができますか。

A5 性に関する多様性を多くの人が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティのお二人の生活上の困りごとを軽減するなど、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため導入するものであるため、事実婚のお二人は対象としていません。

Q6 外国籍でも届出はできますか。

A6 外国籍の方も届出できます。外国籍の方は、住民票の写し(国内に居住している場合)の他、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書(6か月以内に発行されたもの)など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q7 通称名を使用できますか。

A7 さまざまな事情により、社会生活上で、日常的に通称名を使用しているときは、本制度においても通称名を使用することができます。社会生活においてその通称名を使用していることが分かる書類により確認します。

なお、通称名を使用する場合は、届出受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q8 事前予約、持参による届出ができるのは平日のみですか。

A8 事前予約、持参による届出、電話対応や対面での手続きは、祝日と年末年始を除く月曜日から金曜日に対応させていただきます。

Q9 他の人に代理で届出してもらうことはできますか。

A9 他の方が代理で手続きを行うことはできません。

なお、届出書等の書類の記入について、本人が自署できない場合には、他の方が代筆することは可能です。

Q10 プライバシーは守られますか。

A10 届出者のプライバシーを確保するため、原則として、市庁舎における書類の受付や本人確認については個室スペースで行います。

また、市職員が手続きにあたりますが、届出者の個人情報については、地方公務員法上の守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。

Q11 市外に転出する場合、届出受領証等を返還する必要がありますか。

A11 お二人とも市外に転出する場合は、返還してください。

ただし、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体へ転出し、継続申告の必要書類として届出受領証等を転入地の自治体へ提出する場合は、返還不要です（「7.自治体間連携ネットワーク」をご覧ください）。

Q12 パートナーシップを解消した場合、登録証等を返還する必要がありますか。

A12 パートナーシップを解消した場合は、登録証等は返還してください。

Q13 パートナーが死亡した場合、二人の関係を証明するものが何もなくなくなります。登録証等を返還しないことはできますか。

A13 万一、パートナーが亡くなった場合、届け出及び登録証等への変更内容の記載が必要となりますが、お手元に残せるよう対応します。

Q14 届出受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A14 できません。本制度による証明は、お二人がパートナーシップの関係にあることを届出した事実を証明するものです。

相談窓口

窓口名 (実施主体)	電話番号・連絡先	相談内容
よりそいホットライン 一般社団法人 社会的包摂サポートセン ター	電話 0120-279-338(通話料無料) 24時間対応	性別の違和や同性愛など にかかわる専門の相談
<LINE相談> にじいろ talk-talk LINE 相談 (NPO法人北海道レイン ボー・リソースセンター L-Port)	LINE 相談:実施日は Instagram でお知らせ →  LINE:@ebx1820z twitter:@LLinq2018	性的マイノリティや支援者 による LINE 相談
にじいろ法律相談 (札幌弁護士会)	電話 080-6090-2216 日時 ・毎月第 2 火曜日 17 時 30 分~19 時 30 分 ・毎月第 4 金曜日 11 時 30 分~13 時 30 分 ※祝日を除く	性的マイノリティや支援者 による電話相談
美唄市人権相談 (美唄広報情報推進課)	対面相談 ※予約不要 日時:毎月第 2 金曜日 13 時 30 分~16 時 場所:ふるさとハローワーク内	多様な性への悩みなどを 含む、人権全般に関する 相談

2026(令和8)年6月

発行 美唄市

美唄市総部広報情報推進課

〒072-800 美唄市西3条南1丁目1-1

電話:0126-63-0113 FAX:0126-62-1088

E-mail:kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp